指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社関西シーケンス管理(所在地 滋賀県 大津市)に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和3年2月1日

国 土 交 通 省北陸地方整備局

同時発表記者クラブ:管内各県記者クラブ

(問い合わせ先)

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館 国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 石川 孝行 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン) 総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

令和3年2月1日北陸地方整備局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社関西シーケンス 管理	滋賀県大津市唐崎二丁目 14 番 18 号

2. 指名停止措置期間: 令和3年2月1日~令和3年4月30日(3ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲: 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の社長及び業務部長は、竜王町(滋賀県)の清掃業務等の指名競争入札を巡り、同町の職員が非公表の予定価格を特定の業者に漏らしたとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された件に関し、当該職員から非公表の予定価格を知り当該職員と共謀して入札の公正を害したとして、令和2年11月25日、公契約関係競売等妨害の容疑により滋賀県警に逮捕された。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第2第10号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

〇「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2(抜粋)

措置要件	期間	
(公契約関係競売等妨害又は談合)		
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関	逮捕又は公訴を知った日	
し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑によ	から	
り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第	3ヵ月以上 12ヵ月以内	
12号に掲げる場合を除く。)。		